

静岡市地域公共交通会議規約

(名称)

第1条 この会議は、静岡市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 交通会議は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議し、及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「地域交通法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域交通法第5条の地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要となる事項を協議し、地域公共交通計画に基づく事業の実施に必要な事務を行うことを目的とする。

(所掌事務)

第3条 交通会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事務を行う。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様に関すること。
- (2) 交通空白地有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価の協議に関すること。
- (3) 地域公共交通計画の作成、実施及び変更の協議に関すること。
- (4) 地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (5) 交通会議の運営方法に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的の達成のために交通会議が必要と認める事項

(組織)

第4条 交通会議は、別表1並びに別表2に掲げる者及び別表3に掲げる組織を代表する者を委員として組織する。なお、組織改正等による名称等の変更については、交通会議の議事とせず、更新することができる。

(役員)

第5条 交通会議に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監事 2人

2 会長、副会長及び監事は、委員の互選によりこれを定める。ただし、会長、副会長及び監事は兼任することができない。

3 役員任期は2年とする。ただし、役員が欠けたことにより選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

4 役員は、再任されることができる。

(役員職務)

第6条 会長は、交通会議の会務を総理し、交通会議を代表する。

2 会長は、交通会議の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 監事は、交通会議の会計を監査し、その結果を交通会議に報告する。

(委員の任期)

第7条 別表1に掲げる委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 会議は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告し、会長の承認を受けることにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 前項の定めに関わらず、「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」（平成18年9月15日国自旅第161号）に定める「地域公共交通会議の設置及び運営に関するガイドライン」5.（3）地域公共交通会議における検討プロセスに基づく協議結果又は当該検討プロセスに基づき協議が調ったものとみなされた事項については、交通会議の議決があったものとする。

~~6~~ 交通会議は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

~~7~~ 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずると認められる場合については、非公開で行うことができる。

~~7~~ 交通会議で協議すべき事項のうち、次に掲げるものについては、会議の開催を要しない。

ただし、会長が会議を開催することが相当であると認めるものについては、この限りでない。

(1) 旅客から収受する対価に関し、均一制価格を適用する路線において停留所の新設又は移設若しくは路線の付け替え又は一部延伸をする場合（当該路線が初めて他の市町村に乗り

入れる場合及び競合する路線がある場合を除く。)に、対価の額を変更をしないもの

- (2) 毎年実施されるイベント等に係る対価の割引の実施
- (3) 工事等に伴う一時的な路線変更又は迂回措置に伴う対価の設定又は変更
- (4) 新たな決済手段の導入に伴う対価の設定又は変更
- (5) 前各号に掲げるもののほか、交通会議があらかじめ開催を要しない軽微な事項として認められた事項

~~8-9~~ 前項の規定により会議の開催を要しないこととした事項については、当該事項に係る協議の申出に対する会長の決定があったときに交通会議で協議が調ったものとみなす。

(幹事会)

第9条 第3条各号に掲げる所掌事務について、必要な調査及び研究をさせるため、必要に応じて交通会議に幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

(運賃協議分科会)

第10条 道路運送法第9条第4項に基づき、地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の運賃を協議するため、運賃協議分科会（以下「分科会」という。）を置く。

- 2 第8条及び第11条の規定は、分科会の会議に準用する。この場合において、第8条第~~5-6~~項及び第~~7-8~~項各号列記部分以外の部分中「交通会議」とあるのは「分科会」と、同項中「対価」とあるのは「運賃」と読み替えるものとする。

- 3 分科会の組織、運営その他必要な事項は、分科会の会長が分科会に諮って定める。

(会議録の調製)

第11条 会議の議事については、次の事項を記載した会議録を作成しなければならない。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 出席委員等の氏名
- (3) 議題及び議事の要旨
- (4) 会議録署名人の選任に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、議長が必要と認めた事項

- 2 会議録には、議長のほか、会議に出席した委員のうちから、当該会議において指名された委員の確認を受けなければならない。

- 3 会議録及び会議資料は、原則として公開とする。ただし、第8条~~6-7~~項ただし書（第10条第2項において準用する場合を含む。）の規定により会議が非公開とされた場合において、会議終了後も会議録及び会議資料を公開することにより交通会議の活動に支障が生ずると認め

られる場合は、その理由を明らかにして、非公開とすることができる。

(事務局)

第12条 交通会議の庶務を処理するため、静岡市都市局都市計画部交通政策課に事務局を置く。

(雑則)

第13条 この規約に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

附 則

この規約は、平成28年7月25日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年12月18日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年12月17日から施行する。

附 則

この規約は、令和元年8月6日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年12月21日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年11月26日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年12月21日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年2月18日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年9月14日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年9月11日から施行する。

附 則

この規約は、令和6年3月14日から施行する。

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和7年10月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和8年1月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和8年2月1日から施行する。

別表1（第4条、第7条関係）

学識経験者
静岡文化芸術大学 名誉教授 川口宗敏
埼玉大学大学院理工学研究科 教授 久保田尚
静岡県立大学大学院経営情報イノベーション研究科 教授 岸昭雄

別表2（第4条関係）

自治会・行政機関
静岡市葵区自治会連合会 会長
静岡市駿河区自治会連合会 会長
静岡市清水区自治会連合会 会長
静岡中央警察署 交通課長
静岡南警察署 交通課長
清水警察署 交通課長
国土交通省中部運輸局 静岡運輸支局首席運輸企画専門官
国土交通省中部地方整備局 静岡国道事務所計画課長
静岡県 交通基盤部都市局地域交通課長
静岡県 交通基盤部清水港管理局企画整備課長代理
静岡市 建設局道路部長
静岡市 都市局都市計画部交通政策担当部長

別表3（第4条関係）

組織
一般社団法人静岡県バス協会
しずてつジャストライン株式会社
信興バス株式会社
日本平自動車株式会社
株式会社KMSバス
商業組合静岡県タクシー協会静岡支部
商業組合静岡県タクシー協会清水支部
静岡鉄道株式会社
富士山清水港クルーズ株式会社
ジャストライン労働組合
一般社団法人ふじさん駿河湾フェリー